

医療提供体制施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに、医療施設における患者の療養環境及び医療従事者の職場環境の改善並びに医療従事者の養给力の充実等を図ることを目的として、この要綱の第2条各号の規定に基づき、医療提供体制施設整備事業を実施する者が当該事業を実施するのに要する経費及び市町村が補助する場合における当該事業に要する経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、医療提供体制施設整備交付金交付要綱（平成21年3月30日厚生労働省発医政第0330004号厚生労働事務次官通知）、医療施設等施設整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日厚生省発医第137号厚生事務次官通知）、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 本交付要綱により補助金を交付する事業は、次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(1) 休日夜間急患センター施設整備事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。以下「病院等の開設者」という。）が行う昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づく休日夜間急患センターの施設整備事業に対して市町村が補助する事業

(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者（ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。以下「病院の開設者」という。）が行う「救急医療対策事業実施要綱」に基づく病院群輪番制病院及び共同利用型病院の施設整備事業に対して市町村が補助する事業

(3) 救命救急センター施設整備事業

知事の要請を受けた病院の開設者が行う「救急医療対策事業実施要綱」に基づく救命救急センターの施設整備事業

- (4) 小児救急医療拠点病院施設整備事業
知事の要請を受けた病院の開設者が行う「救急医療対策事業実施要綱」に基づく小児救急医療拠点病院の施設整備事業
- (5) 小児医療施設施設整備事業
知事の要請を受けた病院の開設者が行う平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」（以下「周産期医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく小児医療施設の施設整備事業
- (6) 周産期医療施設施設整備事業
知事の要請を受けた病院の開設者が行う「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づく周産期医療施設の施設整備事業
- (7) 共同利用施設施設整備事業
病院の開設者（ただし、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会を除く。）が行う昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知「共同利用施設及び地域医療研修センターの整備について」に基づく共同利用施設の施設整備事業
- (8) 医療施設近代化施設整備事業
病院等の開設者が行う平成5年12月15日健政発第786号厚生省健康政策局長通知「医療施設近代化施設整備事業の実施について」に基づく医療施設近代化施設整備事業
- (9) 基幹災害拠点病院施設整備事業
知事の要請を受けた病院の開設者が行う平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく基幹災害拠点病院施設整備事業
- (10) 地域災害拠点病院施設整備事業
知事の要請を受けた病院の開設者が行う「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく地域災害拠点病院施設整備事業
- (11) 腎移植施設施設整備事業
病院の開設者が行う昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設の施設整備事業
- (12) 特殊病室施設整備事業

病院の開設者が行う平成7年6月5日健医発第716号厚生省保健医療局長通知「骨髄移植施設等における無菌室の整備について」に基づく特殊病室の施設整備事業

(13) 治験施設施設整備事業

病院の開設者（ただし、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会を除く。）が行う平成12年4月3日健政発第464号厚生省健康政策局長通知「治験推進対策施設整備事業の実施について」に基づく治験施設の施設整備事業

(14) 医療施設等耐震整備事業

病院及び看護師等養成所の開設者（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会を除く。また、看護師等養成所の開設者については国立大学法人も除く。）が行う「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設等耐震整備事業

(15) アスベスト除去等整備事業

病院等の開設者が行う平成18年2月3日医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知「アスベスト除去等整備事業の実施について」に基づくアスベスト除去等整備事業

(16) 院内感染対策施設整備事業

病院及び有床診療所の開設者（ただし、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会を除く。）が行う平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づく院内感染対策施設整備事業

(17) 医療機器管理室施設整備事業

病院の開設者（ただし、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び全国厚生農業協同組合連合会を除く。）が行う平成16年4月1日医政発第0401024号厚生労働省医政局長通知「医療機器管理室施設整備事業の実施について」に基づく医療機器管理室施設整備事業

(18) 地球温暖化対策施設整備事業

病院等の開設者が行う平成21年3月30日医政発第0330008号厚生労働省医政局長通知「地球温暖化対策施設整備事業の実施について」に基づく地球温暖化対策施設整備事業

(19) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

有床診療所等の開設者が行う平成26年3月7日医政発0307第3号厚生

労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき実施する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

(20) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」に基づく看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

(21) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく非常用自家発電設備及び給水設備整備事業

(22) 死亡時画像診断システム等施設整備事業

平成22年3月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する死亡時画像診断システム等施設整備事業

(23) 医療施設浸水対策事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設浸水対策事業

(24) 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

(補助金の対象除外)

第3条 補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(補助額の算定方法)

第4条 この補助金の額は、次により算定するものとする。

- (1) 別表1の第1欄に掲げる事業区分別に、第2欄に定める基準額と第3欄に掲げる補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定した額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、そのいずれか少ない方の額を補助基本額とする。
- (3) 前号の補助基本額に0.33（ただし、第2条第9号及び第10号のうち耐震化に伴う補強が必要と認められるもの並びに同条第14号並びに同条第19号のう

ち自動火災報知設備を新設する場合以外の事業並びに同条第20号にあっては0.50とし、同条第19号のうち自動火災報知設備を新設する場合にあっては1.00とする。)及び知事が定める調整率を乗じて得た額(ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を、事業区分ごとに合計した額を補助額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請は、補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 経費所要額調(別紙1)
- (2) 事業計画書(別紙2)
- (3) 整備施設の構造設備の概要及び運営方法を記載した資料
- (4) 補助対象区域の工事設計図
- (5) 工事仕訳書(補助対象経費の実支出額を証する資料)
- (6) 総事業費及び寄附金その他収入額を証する資料
- (7) 歳入歳出予算書の抄本(市町村が補助する事業に限る。)
- (8) その他、参考となる書類

2 規則第3条第3項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第2項第1号、第2号及び第6号に掲げる事項とする。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りでない。

(補助金の交付条件)

第6条 規則第5条の規定による補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容のうち、補助金の交付額に変更が及ぶ場合又は建物の設置場所、規模、構造若しくは用途の変更(知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、あらかじめ補助事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿（預金通帳、金銭（預金）出納簿等）及び証拠書類（契約書、領収書等）は、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間整備保管すること。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (5) この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過している場合を除く。
- (6) 財産は、当該補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって、財産管理台帳等整備のうえ管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的な運営を図ること。
- (7) 財産のうち、一件当りの取得価格が50万円（民間団体にあつては30万円）以上のものを処分しようとするとき（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過している場合を除く。）は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (8) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (9) 補助事業を実施するために請負契約を締結する場合は、一括下請の承認をしてはならないこと。
- (10) 第5条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第5条第3項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第13条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したとき（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税等仕入控除税額確定報告書（第3号様式）により、その金額（前第10号の規定により減額した場合は、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) 市町村長は、間接補助事業者に補助金の交付の決定をする際には、この項の第1号から前号までの条件を付すこと。この場合において、「補助事業」を「間接補助事業」に、「知事」を「市町村長」に、「県」を「市町村」に読み替えるものとする。
- (13) 補助事業者等は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

(14) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 規則第5条第1項第1号の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

(1) 設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない場合

(2) 補助事業の規模、構造又は用途の変更で機能を著しく変更しない場合

(補助金の交付決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(第4号様式)により行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求をしようとするときは、補助金交付請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 補助事業者は、事業の遂行状況について、知事から要求があったときは、補助事業遂行状況報告書(第6号様式)により、知事が別に定める期日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第7号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 経費所要額精算書(別紙3)

(2) 事業実績書(別紙4)

(3) 工事仕訳書(補助対象経費の実支出額を証する資料)

(4) 契約書又は見積書の写し

- (5) 領収書又は請求書の写し
- (6) 歳入歳出決算書（見込）の抄本（市町村が補助する事業に限る。）
- (7) 間接補助事業者が市町村に対してする実績報告に関する書類の写し（市町村が補助する事業に限る。）
- (8) 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
- (9) 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）
- (10) 建築基準法第7条第5項の規定による竣工検査書、その他検査調書の写し
- (11) その他、知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第13条 規則第13条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第8号様式）により行うものとする。

（書類の提出部数等）

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とし、その様式及び提出期限は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に知事が定めるところによる。

附 則

改正後の要綱は、平成19年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成22年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成26年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成27年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成29年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、平成30年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和元年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和2年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和3年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和4年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

附 則

改正後の要綱は、令和5年度の予算に係る医療提供体制施設整備事業費補助金から適用する。

別表 1

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表2に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 人口10万以上の場合 150㎡ (ただし、特別に必要がある場合は 300㎡を限度とする。)</p> <p>(2) 人口 5万以上10万未満の場合 100㎡ (ただし、特別に必要がある場合は 200㎡を限度とする。)</p>	<p>休日夜間急患センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、検査室、事務室、待合室、仮眠室、病室、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備 等</p>
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表2に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 150㎡ (ただし、特別に必要がある場合は 300㎡を限度とする。また、心臓病専用病室(CCU)を整備する場合は、1床当たり(2床を限度とする。)15㎡を加算し、脳卒中専用病室(SCU)を整備する場合は、1床当たり(2床を限度とする。)15㎡を加算する。)</p>	<p>病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合室、仮眠室、病室(救急専用病室・心臓病専用病室(CCU)・脳卒中専用病室(SCU))、便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設備 等</p>
	<p>心臓病専用病室(CCU)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表2に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 15㎡×心臓病専用病床数 (ただし、2床を限度とする。)</p>	<p>心臓病専用病室(CCU)として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟(心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p>

	<p>脳卒中専用病室（ＳＣＵ）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 15㎡×脳卒中専用病床数 （ただし、２床を限度とする。）</p>	<p>脳卒中専用病室（ＳＣＵ）として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟（脳卒中専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）</p>
(3) 救命救急センター施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 2,300㎡ （ただし、30床未満の場合 は、1床当たり30㎡を減じるものとし、脳卒中専用病室（ＳＣＵ）を整備する場合は、1床当たり（4床を限度とする。）15㎡を加算し、小児救急専門病床（小児専門集中治療室）を整備する場合は、1床当たり（6床を限度とする。）15㎡を加算し、心臓病専用病室（ＣＣＵ）を整備する場合は、1床当たり（4床を限度とする。）15㎡を加算し、重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）を整備する場合は、1床当たり（4床を限度とする。）15㎡を加算する。）</p>	<p>救命救急センターとして必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 病棟 （病室、集中治療病室（ＩＣＵ）、記録室、処置室、診察室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等）</p> <p>(2) 診療棟 （検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室、廊下、待合室、便所、暖冷房、附属設備 等）</p> <p>(3) その他 （事務室、機械室、自家発電室等）</p> <p>(4) 脳卒中専用病室（ＳＣＵ）</p> <p>(5) 小児救急専門病床（小児専門集中治療室）</p> <p>(6) 心臓病専用病室（ＣＣＵ）</p> <p>(7) 重症外傷専用病室（重症外傷用集中治療室）</p>
	<p>ヘリポート１か所当たり 85,559千円</p>	<p>ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
	<p>脳卒中専用病室（ＳＣＵ）を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表２に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p>	<p>脳卒中専用病室（ＳＣＵ）として必要な次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>病棟（脳卒中専用病室、廊下、便</p>

	<p>15㎡×脳卒中専用病床数 (ただし、4床を限度とする。)</p>	<p>所、暖冷房、附属設備 等)</p>
	<p>小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表2に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15㎡×小児救急専門病床数 (ただし、6床を限度とする。)</p>	<p>小児救急専門病床(小児専門集中治療室)として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(小児専門集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p>
	<p>心臓病専用病室(CCU)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表2に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15㎡×心臓病専門病床数 (ただし、4床を限度とする。)</p>	<p>心臓病専用病室(CCU)として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(心臓病専用病室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p>
	<p>重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)を整備する場合、次に掲げる基準面積に別表2に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 15㎡×重症外傷専門病床数 (ただし、4床を限度とする。)</p>	<p>重症外傷専用病室(重症外傷用集中治療室)として必要な新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 病棟(重症外傷用集中治療室、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p>
	<p>補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×47,500円</p>	<p>救命救急センターとして必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>
(4) 小児救急医療拠点病院施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表2に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 150㎡</p>	<p>小児救急医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 診察室、処置室、手術室、薬剤室、エックス線室、検査室、待合</p>

		室、仮眠室、病室(救急専用病室)、 便所、玄関、廊下、暖冷房、附属設 備、研修室 等
(5) 小児医療施設設 設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 2に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 800㎡	小児医療施設として必要な次の各 部門の新築、増改築、改修に要する 工事費又は工事請負費 (1) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、 手術室 等) (2) 小児専用病棟 (病室、未熟児室、新生児室、記録 室、患者食堂、寝具倉庫、バルコ ニー、廊下、便所 等)
(6) 周産期医療施設 施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 2に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 300㎡	母体・胎児集中治療管理室として 必要な各部門の新築、増改築、改修 に要する工事費又は工事請負費 周産期専用病棟(母体・胎児集中 治療管理室を含む。) (病室、記録室、寝具倉庫、バルコ ニー、廊下、便所 等)
(7) 共同利用施設設 設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 2に定める単価を乗じた額の 合算額とする。 基準面積 (1) 特殊診療棟 300㎡ (2) 開放型病棟 一般病床×1床当たり 基準面積 (1床当たり基準面積) 耐火構造 13.88㎡ ブロック・木造 12.56㎡ (ただし、50床を限度とす る。) ただし、転用による場合 は、基準面積の範囲内で特 殊診療棟及び開放型病棟に 転用する面積とする。	共同利用施設又は地域医療支援病 院の共同利用部門として必要な次の 各部門の新築、増改築に要する工事 費又は工事請負費 (1) 特殊診療棟 (共同利用高額医療機器設置に必要 な特殊診療部門) (2) 開放型病棟 (病室、診察室、処置室、寝具倉 庫、廊下、便所、暖冷房、附属設 備 等)

<p>(8) 医療施設近代化 施設整備事業</p>	<p>次により算定された額の合計額とする。</p> <p>(1) 精神病棟</p> <p>ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表2に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア 病棟整備</p> <p>(ア) 1床ごとの病室面積を6.4㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を18㎡以上確保する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(イ) 1床ごとの病室面積を5.8㎡以上かつ1床当たりの病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>イ 平成5年12月15日健康政発第786号厚生省健康政策局長通知の別紙「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合</p> <p>(ア) 整備区域の病床数を20%以上削減する場合 25㎡×整備後の整備区域の病床数</p>	<p>医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等につながる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 精神病棟</p> <p>ア 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p> <p>イ 次に掲げる整備のうち知事が認める部門</p> <p>(ア) 患者療養環境改善整備</p> <p>(イ) 医療従事者職場環境改善整備</p> <p>(ウ) 衛生環境改善整備</p> <p>(エ) 業務の高度情報処理化及び快適環境の整備</p> <p>(オ) 乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備</p>
-------------------------------	--	--

	<p>(イ) 整備区域の病床数を20%未満削減する場合 $15\text{m}^2 \times$ 整備後の整備区域の病床数</p> <p>ウ 平成5年12月15日健政発第786号厚生省健康政策局長通知の別紙「医療施設近代化施設整備事業実施要綱」の3の(1)の加算条件のうち⑩に該当する場合 電子カルテシステムを整備する場合 1床当たり605千円\times整備後の整備区域の病床数</p> <p>ただし、精神病棟の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院150床(公的団体及び持分のない法人は300床)を限度とする。</p> <p>(2) 結核病棟改修等整備事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表2に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>ア 病棟整備 (ア) 1床ごとの病室面積を6.4m^2以上かつ1床当たりの病棟面積を18m^2以上確保する場合 $25\text{m}^2 \times$ 整備後の整備区域の病床数 (イ) 1床ごとの病室面積を5.8m^2以上かつ1床当たり</p>	<p>ウ 電子カルテシステムの整備</p> <p>(2) 結核病棟改修等整備事業 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等)</p>
--	---	--

	<p>の病棟面積を16㎡以上確保する場合 22㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>イ 陰圧化等空調整備を併せて行う場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数</p> <p>(3) 診療所 ア 承継に伴う診療所 次に掲げる基準面積に別表2に定める単価を乗じた額とする。 (ア) 無床の場合 160㎡ (イ) 有床の場合 ① 5床以下の場合 240㎡ ② 6床以上の場合 760㎡</p> <p>イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり4,270千円×整備後の療養病床の病床数</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業 ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表2に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p>	<p>(3) 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室 等)</p> <p>ただし、改修等により療養病床を整備する診療所にあつては、次のとおりとする。 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等 (外来部門を除く。))</p> <p>(4) 療養病床療養環境改善事業 (機能訓練室、患者食堂、浴室、附属設備 等)</p>
--	---	--

	<p>ア 機能訓練室 1 施設当たり 40㎡</p> <p>イ 患者食堂 療養病床 1 床当たり 1㎡</p> <p>ウ 浴室 浴室 1 か所当たり 12,482千円 ただし、特に知事が必 要と認める場合は、 24,967千円とする。</p> <p>(5) 介護老人保健施設及び診 療所 病院又は有床診療所の病 床を廃止（この場合、診療 所の併設が必要）又は削減 し、当該患者を介護老人保 健施設から在宅に至るまで の診療計画に基づき入所さ せるための介護老人保健施 設及び診療所を整備する場 合</p> <p>ア 介護老人保健施設 整備する介護老人保健施 設の入所定員数（削減した 病院又は有床診療所の病床 数を上限とする。）× 1 床 当たり単価</p> <p>(1 床当たり単価) 新築 4,410千円 改築 5,291千円 改修 2,205千円</p>	<p>(5) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>ア 介護老人保健施設 整備に必要な工事費又は工事 請負費及び工事事務費（6 の「交 付金の対象除外」にかかわら ず、工事施工のため直接必要な 事務に要する費用（旅費、消耗品 費、通信運搬費、印刷製本費及 び設計監督料等）をいい、その額 は、工事費又は工事請負費の 2. 6 %に相当する額を限度額 とする。)) ただし、別の負担（補助）金等 において別途補助対象とする費</p>
--	--	---

	<p>イ 病院又は有床診療所を廃止し、介護老人保健施設に併設する診療所を整備する場合</p> <p>次に掲げる基準面積に別表2に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 160㎡</p>	<p>用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び相当と認められる購入費等を含む。</p> <p>イ 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等)</p>
(9) 基幹災害拠点病院施設整備事業	<p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p>基準面積 2,300㎡×47,500円</p>	<p>基幹災害拠点病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>
	<p>(2) 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する病院</p> <p>基準面積 2,300㎡×225,500円</p>	
	<p>備蓄倉庫 1 か所当たり 175,770千円</p>	<p>備蓄倉庫整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
	<p>自家発電装置 1 か所当たり 161,049千円</p>	<p>自家発電装置整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
	<p>受水槽 1 か所当たり 148,413千円</p>	<p>受水槽整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
	<p>研修部門 1 か所当たり 135,209千円</p>	<p>研修部門整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
	<p>ヘリポート 1 か所当たり 158,516千円</p>	<p>ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費</p>
	<p>給水設備 1 か所当たり 69,790千円</p>	<p>給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費</p>
	<p>燃料タンク 1 か所当たり 32,184千円</p>	<p>非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費</p>

(10) 地域災害拠点 病院施設整備事 業	(1) 補強が必要と認められる もの 基準面積 2,300㎡×47,500円	地域災害拠点病院として必要な新 築、増改築に伴う補強及び既存建物 に対する補強に要する工事費又は工 事請負費
	(2) 耐震構造指標であるIs値 が0.4未満の建物を有する 病院 基準面積 2,300㎡×225,500円	
	備蓄倉庫 1 か所当たり 49,578千円	備蓄倉庫整備に必要な工事費又は 工事請負費
	自家発電装置 1 か所当たり 161,049千円	自家発電装置整備に必要な工事費 又は工事請負費
	受水槽 1 か所当たり 148,413千円	受水槽整備に必要な工事費又は工 事請負費
	ヘリポート 1 か所当たり 85,559千円	ヘリポート整備に必要な工事費又 は工事請負費
	給水設備 1 か所当たり 69,790千円	給水設備整備（地下水利用のため の設備整備、受水槽増設又は補強 等）に必要な工事費又は工事請負費
燃料タンク 1 か所当たり 32,184千円	非常用自家発電装置の燃料タンク 増設又は補強等に必要な工事費又は 工事請負費	
(11) 腎移植施設 設備整備事業	次に掲げる基準面積に別表 2に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 100㎡	腎移植施設として必要な次の部門 の新築、増改築に要する工事費又は 工事請負費 無菌手術室(機械室及び附属設備を 含む。)
(12) 特殊病室施設 整備事業	1 室当たり 73,572千円	特殊病室（無菌室）整備に必要な 工事費又は工事請負費
(13) 治験施設 設備整備事業	次に掲げる基準面積に別表 2に定める単価を乗じた額と する。 基準面積 (1) 治験専門外来 100㎡ (2) 治験管理部門	治験施設として必要な次の各部門 の新築、増改築及び改修に要する工 事費又は工事請負費 (1) 治験専門外来 (外来診察室、処置室、検査室 等)

	<p>(事務部門、相談部門、その他) 75㎡</p>	<p>(2) 治験管理部門 事務部門 (治験事務室、治験審査委員会事務室) 相談部門 (治験依頼者相談室、被験者相談室) その他 (諸記録保管室、治験薬保管・管理室、調剤室 等)</p>
<p>(14) 医療施設等耐震整備事業</p>	<p>病院の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 ㎡×47,500円</p> <p>(2) ア 耐震構造指標である Is値が0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標である Is値が0.3 未満の建物を有する病院（第二次救急医療施設等は除く） 基準面積 2,300 ㎡×225,500円</p> <p>看護師等養成所の場合</p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 ㎡×36,300円</p> <p>(2) 耐震構造指標である Is値が0.3 未満のもの 基準面積 2,300 ㎡×172,300円</p>	<p>医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>

(15)アスベスト除去等整備事業	1 m ² 当たり50,000円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	アスベスト等の除去等に要する工事費又は工事請負費
(16)院内感染対策施設整備事業	1室当たり14,546千円とし、空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備する場合は33,105千円を加算する。	医療機関の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費
(17)医療機器管理室施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表2に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 80m ²	医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(18)地球温暖化対策施設整備事業	1か所当たり 96,686千円	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費
(19)有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は①、②に限り1施設当たり2,174千円を加算する。 ①通常型スプリンクラー 対象面積1 m ² 当たり 基準単価 21.4千円 ②水道連結型スプリンクラー 対象面積1 m ² 当たり 基準単価 20.7千円 ③パッケージ型自動消火設備 対象面積1 m ² 当たり 基準単価 25千円 ④消防法施行令(昭和36年政令第37号) 第32条適用設備 対象面積1 m ² 当たり 基準単価 24.3千円	スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む)整備のために必要な工事費又は工事請負費
	自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり 1,130千円	

(20) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表2に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 80㎡	看護師の特定行為研修の実施に必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(21) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備 1か所当たり 161,049千円	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
	受水槽1か所当たり 148,413千円	受水槽整備又は更新に必要な工事費又は工事請負費
	給水設備1か所当たり 69,790千円	給水設備整備（地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等）に必要な工事費又は工事請負費
	燃料タンク1か所当たり 32,184千円	非常用自家発電設備の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費又は工事請負費
(22) 死亡時画像診断システム等施設整備事業	1施設当たり (1) 死亡時画像診断室整備の場合 39,427千円 (2) 解剖室整備の場合 97,856千円	死因究明のための解剖の実施に必要な施設及び死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(23) 医療施設浸水対策事業	(1) 医療用設備の想定浸水または基準水位以上への移設が必要と認められるもの1か所当たり 45,449千円	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費
	(2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの1か所当たり 35,864千円	電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費又は工事請負費
	(3) 止水板の設置が必要と認められるもの1か所当たり 431千円	止水板の設置に必要な工事費又は工事請負費
(24) 医療施設ブロック塀改修等施設	対象の長さ1m当たり基準単価86千円（ただし30mを上限とする。）	ブロック塀の改修等に必要な工事費又は工事請負費

(注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準

面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。) から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。

- 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。
- 3 補強の基準単価は補強事業における単価であり、補強単価が基準単価を下回るときは、当該補強単価を基準単価とする。

別表2（1平方メートル当たり単価表）

（単位：円）

事業区分	種目等	構造別	単価
(1) 休日夜間急患センター施設整備事業 (20) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業		鉄筋コンクリート	192,600
		ブロック	167,300
		木造	192,600
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業 (3) 救命救急センター施設整備事業 (4) 小児救急医療拠点病院施設整備事業 (17) 医療機器管理室施設整備事業		鉄筋コンクリート	273,000
		鉄筋コンクリート	273,000
		ブロック	213,200
		ブロック	238,700
(5) 小児医療施設施設整備事業 (7) 共同利用施設施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	244,600
		ブロック	213,200
	診療棟	鉄筋コンクリート	273,000
		ブロック	238,700
(6) 周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	244,600
		ブロック	213,200
(8) 医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	244,600
		ブロック	213,200
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	183,200
		ブロック	159,300
		木造	183,200
	診療所 (離島地区)	鉄筋コンクリート	196,300
		ブロック	171,100
		木造	196,300
	(11) 腎移植施設施設整備事業		鉄筋コンクリート
(13) 治験施設施設整備事業	治験専門外来	鉄筋コンクリート	273,000
		ブロック	238,700
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	225,100
		ブロック	196,600

(注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 (8)医療施設近代化施設整備事業欄の「離島地区」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」とする。